

寮管理規程

第1条（目的）

この規程は、会社の寮の管理及び運営に関する事項を定め、会社業務の円滑な運営と社員の福利厚生の向上を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この規程において、寮とは、会社が所有し、または会社名義で借り上げた社員用住宅施設をいう。

第3条（設置者及び維持管理者）

- 1 寮の設置は、当社代表取締役が行う。
- 2 寮の維持及び管理は、会社が行う。

第4条（入寮資格）

- 1 入寮の資格を有する者は、次の各号の一に該当する社員とする。
 - (1) 入寮を条件として採用した者
 - (2) 転勤または転籍者であって自宅から通勤困難な者
- 2 前項に該当しない社員であって入寮を希望する者について、やむを得ない事情があると会社が認めた場合、寮に余裕があるときに限り入寮を許可することがある。
- 3 前2項に該当する社員に、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び入居の申込みの日から三月以内に婚姻を予定する婚姻の予約者を含む。）または現に同居し、又は同居しようとする親族で主として当該社員の収入により生計を維持する者がある場合に、やむを得ない事情があると会社が認めたときは、寮に余裕があるときに限りこれらの者の同居を許可することがある。
- 4 入寮者以外の寮への入室は一切認められない。

第5条（入寮申請）

入寮を希望する社員は「入寮申請書」（様式第1号）に必要事項を記入したうえで、必ず「預り証」及び「誓約書」にもそれぞれ署名又は記名捺印し、会社へ提出しなければならない。

第6条（入寮の許可及び居室変更）

- 1 会社は、前条の入寮申請書を受理したときは、入寮場所を決定し、入寮を許可する。
- 2 会社の都合により、入寮場所の変更を行う場合がある。その際、入寮者は正当な理由がない限り、これを拒むことは出来ない。

第7条（寮の居室内外点検）

- 1 会社は、入居前点検として、入居を希望する社員立会いのもと、居室内の汚れ・キズ・破損状況を「チェックリスト」において互いに確認するものとする。
- 2 会社は、1年に1回は定期点検として、入寮者立会いのもと、居室内外の使用状況の確認を行うものとし、必要に応じて、修理代等を徴収するものとする。入寮者は会社側より点検の申し入れがあった場合はこれを拒むことができない。
- 3 会社は、退居前点検として、退居を希望する社員立会いのもと、寮室内の汚れ・キズ・破損状況を「チェックリスト」において互いに確認し、必要に応じて、修理代等を徴収するものとする。

第8条（入寮期間）

- 1 入寮期間は入寮を許可された日から第13条の退去期日までとする。
- 2 雇用契約期間継続中といえども、寮の存続維持、管理等に関し必要が生じた場合は、会社の通告により入寮者の寮の使用を終了させることができる。この場合は少なくとも1ヶ月の猶予期間をもって予告する。

第9条（寮費・共益費）

- 1 寮費は月額によるものとし、その額は別に定めるところにより会社が決定する額とする。
- 2 共益費の支払を必要とする場合は、前項の定めに準じる。

第10条（支払の時期・方法）

- 1 寮費・共益費は所定の給与計算期間毎にその直後に到来する毎月の給与支払日に給与から天引き徴収する。
- 2 前項の給与計算期間に満たない入寮期間の寮費・共益費は、給与計算期間を30日とした日割計算による。
- 3 入寮者の所有物等が一切撤去された日までを滞在日として日割計算する。

第11条（費用負担）

次の費用は、入寮者が負担する。

- (1) 電気、水道およびガスの使用料
- (2) 電気、水道およびガスの使用上必要な器具、備品であって、会社が設置した以外のものの購入費用
- (3) 駐車場使用料金（駐車場を使用の場合）
- (4) 便所汲取り費、浄化槽清掃費、塵芥処理費などの衛生費
- (5) 町内会費、その他居住することによって発生する費用

第12条（会社の費用負担）

- 1 寮施設に対する租税公課、火災保険料などの費用は全額会社が負担とする。
- 2 寮施設の修繕費は第 19 条の場合を除き会社が負担する。

第 13 条（入寮資格の喪失・退去事由）

入寮者が次の各号のいずれかに該当するときは、入寮資格を喪失し、資格を喪失した日の翌日から起算して 1 週間以内に寮から退去しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに明け渡すことができないときは、会社の承認を受けて、2 週間以内の範囲において会社が指定する期間引き続き当該寮を使用することができる。

- (1) 退職し、または解雇されたとき
- (2) 正当な理由がなく無断で、3 日以上就労しなかったとき
- (3) 社員の自己都合の欠勤等の給与減額により第 10 条第 1 項における天引き徴収の全額または一部ができないとき。但し、会社が他の支払方法、他の期日での支払いを認めた場合を除く
- (4) 転勤または転居し、その他退寮を希望し、退寮の手続を完了したとき
- (5) 法定伝染病またはその疑いがある疾病にかかったとき
- (6) 死亡したとき
- (7) 会社が無断で、許可された同居者以外の者を居住させたとき
- (8) その他この規程に違反し、会社が寮に入居、または在寮させることを相当でないと認め、退寮を命じたとき
- (9) 会社の都合によって寮が改廃されたとき

第 14 条（駐車場の利用）

- 1 駐車場の利用については以下に定めるところによる。
 - (1) 駐車場利用にあたって、事前に会社に駐車場利用の許可を得なければならない。
 - (2) 利用料金については会社に遅滞なく全額支払うものとする。
 - (3) 駐車できる車両は社員所有の車両であって、運転免許、車検証、自賠責、任意保険がいずれも有効である状態とする。また、事前にその写しを会社に提出しなければならない。
 - (4) 前項の運転免許、車検証、自賠責、任意保険の変更または更新が生じた際には、その都度、会社に提出しなければならない。
 - (5) 利用できる期間は入寮中の期間とする。
- 2 車両の盗難、車両の積載物及び取付物の盗難、車両の損傷及び車両内の積載物の紛失、毀損について会社は責任を負わない。
- 3 第 1 項の定めに違反した場合、会社は駐車場利用許可を取り消すことがある。
- 4 第 1 項(3)のいずれかがなんらかの理由で有効期間中に失効した場合、直ちに会社に報告しなければならない。
- 5 入寮前、退寮後または許可取消後も車両を駐車している場合であって、会社が

利用者に期限を決めて当該車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、会社は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、当該車両の売却、廃棄その他処分することができる。

第 15 条（預かり品）

本鍵（当社より入寮時に貸与する鍵）を含む預かり品について万一、紛失や破損した場合は、直ちに会社に報告しなければならない。尚、故意または重大な過失による場合、修繕費用または買い替えに係る費用は全て入寮者の負担とする。

第 16 条（緊急連絡先への連絡）

入寮者が事故や怪我、病気による緊急時の他、会社側からの再三の連絡や問いかけに応答がない場合は、緊急連絡先に連絡することがある。

第 17 条（退寮手続）

- 1 入寮期間が満了したときは、入寮者は退寮届（様式第 5 号）その他必要な手続を完了し退去しなければならない。
- 2 入寮者は退寮するときは、少なくとも 5 日前までにその旨を会社に届けなければならない。
- 3 入寮者が退寮する場合は、入寮者の負担において次の事項を履行し、会社の点検を受けなければならない。
 - (1) 居室を清掃すること
 - (2) 什器備品等会社からの一切の貸与品を返却すること。本鍵（当社より入寮時に貸与する鍵）の返却がない場合はシリンダー交換費用を別途会社に支払う
 - (3) 居住に伴う会社または第三者に対する未履行の債務があるときはこれを完全に履行すること
 - (4) 第 7 条第 3 項に従い、退去前点検等を行うこと
- 4 第 17 条第 3 項第 3 号の場合、本条の手続は当該入寮者の法定相続人に行わせ、またはその同意を得て会社が代って行う。この場合、会社に損害が生じたときに会社は、法定相続人に対してその賠償を求めることがある。
- 5 入寮者は退寮する際は基本清掃代として 4,000 円を会社に支払う。但し、退寮時の清掃状況が著しく悪い場合は、基本清掃代とは別に清掃費用を別途会社に支払う

第 18 条（退去期限経過後の費用等）

- 1 入寮者が、会社の承認なしに第 13 条に定められた退去期限を経過してもなお退去しないときは、第 9 条第 1 項に定められた寮費等の倍額を会社に支払うことを要する。
- 2 入寮者が、会社の承認なしに第 13 条に定められた退去期限を経過してもな

お所有物の運搬、移動が行われない場合、会社はその所有物等を当居室から撤去し処分することができる。これにかかる費用は全て退寮者の負担とする。

第19条（原状回復義務）

- 1 退寮者は寮を退去する場合、居室の原状回復義務を負う。
- 2 退寮者が付加した工作物または造作があるとき、会社はこれを撤去し、処分することができる。これにかかる費用は全て退寮者の負担とする。

第20条（寮使用上の心得）

- 1 入寮者は、善良な管理者の注意をもって寮を使用し、当社社員として円満な隣人関係を営むよう心がけなければならない。
- 2 入寮者は、火の用心には細心の注意を払い、煙草等の火の始末、ガスの元栓、電源コンセント等は必ず確認の上、適切な処置を取り外出しなければならない。
- 3 寮内での盗難等の事故について会社は一切責任を負わないため、入寮者は各自で戸締まり等の防犯につとめなければならない。
- 4 居室の清掃は常に行い、居室内外を清潔に保たなければならない。
- 5 ペットの飼育は原則禁止とする。但し、借り上げ寮の規定でペットの飼育が認められており、かつ会社の許可があればこの限りではない。
- 6 近隣周辺との協調に留意し、騒音・大声に注意するとともに、昼夜を問わず静粛にし、酒宴・麻雀・賭博等の行為は一切禁止する。
- 7 寮内において、無断で貼紙・掲示・印刷物配布・宗教的宣伝活動・情宣・その他、これらに類する行為は禁止する。
- 8 机・洋服ダンス・その他、これらに類する物品等、場所を必要とする私物の持込は事前に会社の承諾を得なければならない。
- 9 ゴミの処分は決められた袋に分別して所定の場所・時間に出すなどゴミ・廃棄に関するルールを守らなければならない。
- 10 入寮者が外出中であっても、緊急事態発生時や寮施設の管理上必要な場合に、寮管理責任者が入室する場合がある。入寮者はこれを予め承諾したうえでなければ入寮することが出来ない。
- 11 入寮者が無断で就労せず、尚且つ入寮者と連絡がつかない場合、安否確認の為、開錠、入室する場合がある。

第21条（禁止事項）

入寮者は会社の事前の承諾なくして次の行為をしてはならない。

- (1) 居室の全部または一部について使用权の譲渡、転貸またはこれらに類する一切の行為。
- (10) 会社の許可を得た者以外の者を宿泊または同居させること。
- (11) 居室を居住以外の目的に使用すること。
- (12) 居室の増改築、模様替え、施設および敷地の現状を変更すること。

第 22 条（損害賠償）

入寮者が、その責に帰すべき事由により、寮施設、什器もしくは備品または建物の全部もしくは一部を破損または滅失させたときは、入寮者の負担によって修理し、またはその損害を賠償しなければならない。

附則

この規則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日改訂し施行する。

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日改訂し施行する。

この規則は、令和 4 年 12 月 1 日改訂し施行する。

この規則は、令和 6 年 3 月 11 日改訂し施行する。